

【別紙 2】 函館駅前広場における使用上の留意事項

1 設置基準

- (1) バスシェルターエリアの使用は、これを認めない。
- (2) ロードヒーティング上の設置については、これを認めない。
- (3) 道路法の建築基準等（高さ 2.5m以上など）を順守し、函館駅前広場の美観を損なわないこと。
- (4) 駅前広場駐車場やロータリーへの動線は、充分確保すること。

2 各種施設の機能維持

- (1) 排水施設の機能を阻害しないこと。
- (2) 地下埋設照明等の各種照明器具の機能を阻害しないこと。
- (3) 駅前広場内に設置されている各種案内看板を阻害しないこと。
- (4) 点字ブロックの周囲 30 c m以内にもものを設置しないこと。また、点字ブロックの機能を阻害するものを設置しないこと。

3 工事

- (1) 函館駅前広場内の通行を妨げないこと。また、施設間の距離を 3.0m以上とすること。
- (2) 路面上への配線の設置は、これを認めない。
- (3) 路面への穿孔による固定は、これを認めない。
- (4) 架空線は、駅前広場の美観を損ねないよう最小限のものとする。ただし、駅前広場駐車場方面からバスシェルター方面への横断による架空線は、これを認めない。
- (5) 作業車両は、4 t 以下とし、必要最小限の台数とすること。
- (6) 施工時は、歩行者の動線を妨げないこと。また通行止め等をしないこと。
- (7) 施工時は、警備員を配置し、歩行者の安全に努めること。

4 除・排雪およびメンテナンス

- (1) 降雪や積雪の際は、イルミネーションの品質を保てるよう、除・排雪を行うこと。
- (2) 設置場所では、構造上の都合により機械による除雪ができないので、手作業で除雪を行うこと。また、除雪した雪を集め堆積することができないので、除雪後速やかに排雪を行うこと。
- (3) イルミネーションの点検を毎日実施し、破損や故障などに対応すること。

5. その他

- (1) 樹木や花壇等への装飾は、事前に確認すること。
- (2) 保険については、本事業で使用するすべての設備・装置について、想定される事故や災害に備えて加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて加入すること。
- (3) 上記の定めのないことや不明な点に関しては、事前に確認すること。